

# 争いごとを未然に防いで円満に 一生の保証を提供する司法書士



## 司法書士さとう E&G オフィス

〒 542-0012  
 大阪府大阪市中央区谷町 9-2-27  
 谷九ビル 802  
 TEL 06-6765-6007 / FAX 06-6765-6008  
 URL <http://egoffice.jp>

### Company data

所長 / 司法書士

### 佐藤 亮

大阪府出身。少年時代は父の転勤で島根県に住む。同志社大学入学と同時に関西に戻り、司法書士を目指す。資格取得後、大阪市内の司法書士事務所にて6年間の経験を積み、開業を果たした。

### Personal data



タージン 佐藤所長は司法書士としてご活躍されているようですが、この道を選ばれたきっかけというのは？

佐藤 大学で法学を学んでいた際は、同級生の多くが弁護士の道を選択していきました。しかし私は、争いごとが起こってから法律を振りかざして問題を解決する弁護士よりも、争いごとを未然に防ぐ司法書士のほうが自分の性に合っているのではないかと思ったんです。できれば争いは避けたいですからね（笑）。

タージン 所長の温和な性格が伝わってくるお話ですね。司法書士というと、債務整理やローン過払い問題の解決といった業務が思い浮かびますが…。

佐藤 そうですね、しかし当事務所は不動産登記を中心とした業務を特色としています。債務整理などを担う場合、他のご依頼者様にデメリットを与えてしまう可能性もありますからね。

タージン あえて、そういった業務は取り扱っておられない、と。それもご依頼者様により良いサービスを提供したいという所長のお考えからでしょう。

佐藤 その代わり力を入れているのは相続関係。法律改正に伴い早急に対策を考えることが迫られていますから、より多くの方の力になればと思っています。

タージン 具体的にはどのように法が改

正されたのでしょうか？

佐藤 簡単に言えば、これまで8000万円以上の遺産相続でなければ税金がかからなかったものが、改正後は4800万円以上から課税対象になるんです。

タージン 家などの不動産に加え、貯金があればすぐに超えそうな金額ですね。

佐藤 そうなんですよ。ところが相続税を払おうにも、故人の貯金が下ろせないケースも。遺産相続の際には名義・相続人全員の実印が必要になりますが、今の時代全く付き合いのない親族等もいて、全員の実印をもらうのは難しいんです。

タージン 兄弟間で紛争が起これば手続きも滞ってしまいますね。

佐藤 そこで大切なのがしっかりとした準備。事前に遺言書を作成しておけば争いが未然に防げ、相続人の実印も不要で

遺産分割から申告まで迅速に進めることができます。しかしせっかく遺言書を書いても法律的に不備があると効力をなさないこともありますから、正式な公正証書遺言を作ることをお勧めしています。

タージン やはりプロの方と共にしっかりと手続きを踏むことが一番ですね。

佐藤 「司法書士って何をする人か分からない」という声もありますが、まずは何でも相談してほしい。お話を伺って私がサポートできない分野のことであれば私のネットワークを活かして適切な専門家を紹介させていただきます。今後も一般消費者にとってプラスになる情報を提供していき、事業所名にある「E&G」=エンターナル&ギャランティの通り、一度対応させてもらった依頼者様には永遠の保証を提供できる司法書士でありたいですね。

### Guest Comment

### タージン（タレント）

とても物腰が柔らかくて、お話ししやすい雰囲気をお持ちの佐藤所長。まだお若く、活力に満ち溢れ「他の司法書士ではやっていないことをやろう」と、一般消費者のことを考えた事業も展開されています。法律のことに关しては最先端の情報をお持ちだと思いますから、お困りごとがある方はぜひ相談してみてください。

